

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）に係る事業採択基準

第1 目的

本基準は、いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づく事業の実施に当たり、事業の採択のために必要な基準を定めるものとする。

第2 対象とする事業の範囲

実施要領第6条の規定に基づき提出のあった、いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要望書（以下「実施要望書」という。）に係る事業を対象とする。

第3 実施要望に係る条件及び提出期限

- (1) 実施要領第6条の規定に基づく実施要望書は、実施要領第5条に定める助成の要件を満たすものとする。
- (2) 実施要望書の提出期間は、茨城県木材協同組合連合会が別途定めるものとする。

第4 採択基準

- (1) 実施要望があった事業の中で、新たな木材需要の拡大及び地域材を使用した木造住宅の良さのPRに資する度合いが大きい事業から予算の範囲内で採択する。
- (2) 採択にあたっては、応募があった住宅の地域区分のバランスに配慮するものとし、1地域区分における採択件数は1件から3件までとする。なお、地域区分については別表のとおりとする。
- (3) 同一の施工者が施工する住宅については、1地域区分における採択件数は原則1件までとする。

第5 審査の方法

- (1) 各事業について審査表を用いた採点を行い、採択基準を満たし評点の高い事業から採択件数の半数程度を採択する。
- (2) 有識者間で意見交換を行い、その結果を踏まえ、(1)で採択されなかった事業のうち、採択基準を満たす事業から残りを採択する。

第6 その他

事業を円滑かつ適正に進めるため、必要が認められる場合は、その他の事項について別に定めるものとする。

付 則

この要領は平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表

| 地域区分 | 施工予定地の属する市町村 |
|------|---|
| 県北 | 常陸太田市，日立市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市，大子町 |
| 県央 | 水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村 |
| 鹿行 | 鉾田市，鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市 |
| 県南 | 土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，美浦村，阿見町，河内町，利根町 |
| 県西 | 筑西市，古河市，結城市，下妻市，常総市，坂東市，桜川市，八千代町，五霞町，境町 |